

社会福祉法人武蔵野会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉法人武蔵野会	令和4年4月28日	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業

（表1）監査対象補助金交付額及び補助対象施設の規模

区分	令和2年度		令和3年度	
	交付金額（千円）	施設数	交付金額（千円）	施設数
監査対象団体に対する補助金交付額等	200,600	2	202,300	2

（注）令和3年度交付額は、交付額確定前の補助金額も含めた数値である。

2 団体の概要

社会福祉法人武蔵野会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める各種の社会福祉事業等を行うため、関連の社会福祉施設等を設置し、運営している。

監査対象団体における補助対象施設は、表2のとおりである。

（表2）監査対象団体が設置する施設（令和4年3月31日現在）

（単位：人）

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
（社福）武蔵野会	大島恵の園	障害者支援施設	大島町差木地1番地	74	80
	第2大島恵の園			79	80

### 3 都との関係

都は、団体に対し、令和2年度に2億60万円、令和3年度に2億230万円の補助金を交付している。

#### (1) 補助金の概要

監査対象とした補助金の交付目的等は、表3のとおりである。

(表3) 主な補助金の概要

補助金名 交付要綱	交付目的	対象経費	算定方法
東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)  (東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱)	社会福祉施設の運営等に要する費用の一部を補助し、社会福祉施設利用者の福祉の向上を図る。	基本補助	施設規模別に定める障害福祉サービス種別月額単価×各月初日現員数
		努力・実績加算	重度者、障害者等雇用、医療的ケア、触法者受け入れ等の努力・実績に応じた加算
		サービス評価・改善計画加算	第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算
障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金  (令和2年度障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金交付要綱)	感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えられるよう支援する。	令和2年10月8日以降に発生したPCR検査費用や衛生物品の購入費用など、感染症対策を徹底したうえで、サービスを提供するために必要なかかり増し経費	本要綱に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、補助率(10分の10)を乗じる
障害者施設整備費補助金  (障害者(児)施設整備費補助要綱)	施設整備に要する経費について補助を行い、障害者(児)の福祉の向上を図る。	施設の整備に必要な施設整備費	本要綱に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、補助率(4分の3)を乗じる

(2) 補助金交付額

監査対象とした社会福祉法人に対する補助金の交付額は、表4のとおりである。

(表4) 団体別補助金別交付額

(単位：千円)

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
(社福) 武蔵野会	大島恵の園	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金	96,571	94,282	91,907
		障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金	—	3,580	—
		障害者(児)施設整備費補助金	—	—	5,527
	第2大島恵の園	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金	99,195	99,158	99,339
		障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金	—	3,580	—
		障害者(児)施設整備費補助金	—	—	5,527
合計			195,766	200,600	202,300

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、社会福祉法人武蔵野会の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。